

第8章 計画を力強く推進していくために

1. 計画の推進体制

(1) 計画の範囲

本計画には、県として直接・間接に取り組む施策・事業を位置づけています。その中には、市町村や民間等と協働して取り組む施策・事業も多く含まれています。

具体的な事業の実施方法も、県が県民や関係者に対し直接行うもの、市町村への補助・負担を行い、市町村が事業主体となって取組みを進めるべきもの、事業者や団体等に補助・委託を行い事業者が中心となって事業を実施することが適当なものなど多様な形態があり、事業の対象も、県民、市町村、事業者・NPO*・団体などと幅広いものとなっています。

また、本計画では、県として施策の範囲を超えた、全国レベルの制度、法律、事業等について、国への提案・要望という形で計画に位置づけています。

(2) 官民協働による計画の推進

ア 第四次千葉県障害者計画推進作業部会による計画推進

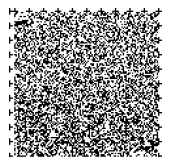
計画の推進に当たっては、法定の機関であり、本県における障害者施策を総括する「千葉県障害者施策推進協議会」の下に、県と民間の委員で構成する部会組織等を設置し、官民協働で計画に掲げた施策等の実現を図ります。

▶ 第四次千葉県障害者計画推進作業部会の設置

まず、「第四次千葉県障害者計画策定作業部会」を引き継ぐ組織として、本計画推進の基本的役割を担う、推進作業部会を設置します。

推進作業部会においては、定期的に計画の実施状況の確認と成果の評価を行い、併せて推進方針等の検討を行います。

また、必要に応じて、計画の推進や見直し等について県に提言・勧告を行います。



▶計画の評価

計画は年度ごとに、個別事業・業務の実施状況（定量的な評価を含む）、基本的な数値目標の進捗状況、障害福祉サービスの提供状況および整備定員等を明らかにし、推進作業部会で評価・検討を行ったうえで、「千葉県障害者施策推進協議会」に報告します。

▶計画推進のためのタウンミーティングの開催

また、計画の進捗状況を報告し、県民から広く評価をもらう場として、また計画実施後の新たな課題や各地域の課題等について意見交換を行うためのタウンミーティングを定期的に行います。

項目	20年度	23年度	26年度
障害者計画推進のためのタウンミーティングの開催			6回以上

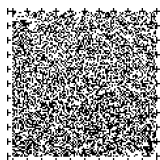
イ 官民協働による計画の実行の仕組み

▶重要施策の推進を担う専門部会の設置

第四次千葉県障害者計画策定作業部会では、障害者施策の中で施策の構築が遅れており、特に重点的に検討が必要な分野について、「障害児療育*支援体制のための研究会」、「障害のある人の権利擁護*のための研究会」を設置し、支援体制の整備のあり方や具体的な事業について検討を行いました。

制度環境の変化の中で、新たな施策分野の確立を図る必要のあるこうした分野については、支援関係者を結ぶ連絡協力のための体制が育っていないことから、施策の一環としてこの分野の施策推進を担う組織づくりが必要です。

このため、第四次千葉県障害者計画推進作業部会と千葉県自立支援協議会*の組織を一体化し、この組織のもとに、相談支援、権利擁護、療育支援、就労支援および精神障害のある人の地域移行の分野で、施策の推進や実際的な取り組みを進める「専門部会」組織を設置します。



等の所管区域とのエリアの違いに十分配慮したうえで連携を進めます。

▶官民協働で現場を支える支援チームの拡充

また、官民協働による新たな実行組織づくりの一環として、「ちば工賃向上チャレンジプラン*」推進の中で生まれた「工賃*向上支援チーム」のような、先導的に事業に取り組む事業者等からなる支援チームが、事業の実施者を支援します。

▶障害者条例の推進会議による取組みの推進

「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例*」の個別事案の相談活動を通じ、浮かび上がってきた課題等で、社会慣行や制度等が背景に存在し、構造的に繰り返されるものについては、個別事案の助言やあっせんを行う「障害のある人の相談に関する調整委員会*」（調整委員会）から「推進会議」へと課題を投げかけ、推進会議で協議のうえ、会議を構成する様々な関係者が課題を解消するための取組みを提案・実践します。

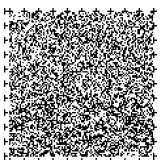
なお、条例の取組みを通じて浮かび上がってきた課題の中には、もっぱら、行政施策により対応すべきものもあります。

こうした行政施策により解消すべき課題については、「調整委員会」から「障害者施策推進協議会」へとフィードバックし、継続的に計画推進作業部会における施策検討に反映させます。

▶幅広い県民の協働

この他、施策を進めるに当たっては、民間事業者、地域住民等による様々な「自助」、「共助」の活動のますますの普及も欠かすことができません。

このため本県では、こうした活動のさらなる展開に向けた環境づくりに取り組んでいるところです。こうした取組みを一層進め、障害のあるなしを超えた連帯、障害種別を越えた協働、「民」・「公」・「官」の垣根を越えた協働の取組みを幅広い県民に参加いただきながら進めていきたいと考えています。



(3) 関連する計画との一体的な推進

本計画と関連し一体的な推進を図る計画として、平成22年3月に策定した「第二次千葉県地域福祉支援計画」や、施策連携が必要な「千葉県高齢者保健福祉計画」(平成24年3月改訂)、「千葉県次世代育成支援行動計画(後期計画)」(平成22年3月策定)、「千葉県特別支援教育*推進基本計画」(平成19年3月策定)等の関係分野の諸計画との整合を図り、施策・事業の連携化に努めます。

2. 関係機関・分野との連携による推進

(1) 施策・事業の推進に向けた市町村とのパートナーシップの確立

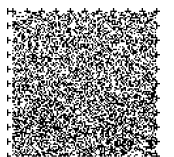
わが国の地方自治は、身近な問題は身近な住民や団体が中心となって取り組むという「住民自治」、「団体自治」の原則をとっています。

真の地方自治の実現を図り、今日にあったより柔軟で効率的な行政システムを確立するため、現在、地方分権が進められています。

障害保健福祉分野をはじめ、身近な住民の生活と係わる行政分野については、基礎自治体である市町村の役割が重視されています。

こうした中、社会福祉基礎構造改革*の流れの中で施行された「障害者自立支援法」においては、サービスの主体を市町村に一元化する方向性が明確に打ち出され、多くの分野で市町村が主体となって事業を実施する体制となっているところです。

このような、市町村を主体とする行政構造のもとで、より市町村が主役となり、独自性を発揮した施策・事業を進めていくため、市町村の主体的な施策・事業の開発や独自の取組みの推進に向けて、支援を強化するとともに、広域行政としての県の役割の一層の明確化を図っていく必要があります。



このため、各市町村の個性や独自性を活かしつつも、同じ方向で歩調を合わせて施策を進めていくため、市町村の施策実態を踏まえ、県としての中長期的な方向性や施策の方針を明らかにした「障害者計画」、「障害福祉計画」を策定しているところです。

また、事業主体の変更が大きく進む中で、施策を実施していくに当たっては、市町村との連携を一層強化し、個別の施策・事業について十分に擦り合わせを行うことが重要となっています。

➤事業の具体化および実施に当たっての市町村との連携

本計画に位置付けた地域住民や市町村等に直接関係や影響のある施策・事業については、その具体化および実施に当たり、市町村からの意見を聞いたうえで、また、より効率的、効果的な事業展開のあり方について協議を行ったうえで実施に移していきます。

➤市町村の提案や先導的な取組みを活かした施策展開

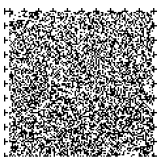
市町村の先導的な施策・事業の取組みや、市町村からの事業提案等を活かして、広域的または全県的な施策・事業として展開を図っていくような関係づくりを進め、県と市町村との新たな政策連携体制の確立に取り組めます。

そのため、市町村における法定サービスや独自事業などの把握に努め、県ホームページ等により情報提供を行います。

➤障害保健福祉圏域ごとの施策連携のための連絡会議等の設置

現在、県と市町村との政策協議の場としては、年数回、定期的に開催している「市町村障害保健福祉主管課長会議」のほか、県と政令指定都市である千葉市、中核市である船橋市、柏市で構成し、新規事業や施策・事業の見直し等について定期的に政策協議等を行う「四縣市連絡協議会」を設置しているところです。

本計画においては、施策・事業の実施のための協議、市町村の提案・先導



的な取組みを活かした施策づくりなど、一層の施策連携を進めるため、障害保健福祉圏域*ごとに市町村と県とで施策検討や地域課題等についての検討を行う連絡会議や、各圏域の代表市町村と県とが集まる検討組織等の設置を進めます。

▶地域格差への取組み

地方分権を進める中で、それぞれの自治体の抱える政策課題や、自治体としての主体的な政策選択により、行政各分野において他の自治体との「差＝違い」が生じるのは当然のことです。置かれた財政力、財政状況、地域特性、個別課題により、選択される施策事業や重点の置き方にも違いが生じます。

住民による政策選択のもと、各自治体行政は、それぞれの強みや弱み、進んだ分野・遅れた分野などを切磋琢磨させながら、近隣自治体との均衡やさらなる独自の施策展開を図ることになります。

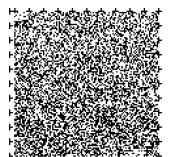
しかし、そうした政策選択も、国と地方すべてにわたり財政状況が極めて厳しい中、財政基盤の弱い自治体においてはとりわけ、大きな財政上の制限が加わり、必要であっても施策事業を実施できない状況が生まれています。いわゆる「地域格差」の問題です。

このため、全県一律的な支援に加え、財政状況等により施策の実施の著しく困難な地域については、関係市町村のより緊密な施策連携が必要であり、これに県も積極的に参加協力していく必要があります。

サービス確保が難しい地域や社会基盤が不足している地域については、県と市町村との協議組織の設置または既存組織等を活用するなどして、サービスや提供体制を確保するための検討を行います。

(2) 関係機関との連携

計画の推進に当たっては、雇用就労施策を担う労働局との施策調整・協力を一層進めるため協議を定期的の実施します。



その際、実際に支援事業を担う、職業安定所（ハローワーク*）や、障害者就業・生活支援センター*、特別支援学校等の担当者が、一緒に施策推進について協議を行えるよう組織の充実に努めます。

また市町村の関係組織である、県市長会、県町村会との調整、市町村教育委員会との連携体制の確保にも努めます。

3. 国への提案・要望

全国的な法令・制度等の課題については、県としての緊急的な対応が必要な場合がありますが、基本的には制度自体の早急な改善が求められます。

本計画と関わって、国と地方の役割分担にもとづき、国において制度改正等の措置が必要な事項は次のとおりです。（これらは、いずれも各施策展開の中で記述した事項を再掲しています）。

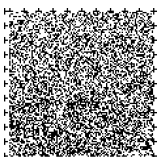
本県として、各種の機会を通じた提案・要望活動により、これら事項の早期の実現を強く求めていきます。

《第2章 障害のある人もない人も共に生きる地域社会の実現》

- 指定相談支援事業*（サービス利用計画作成）制度の改善等について国に強く働きかけます。
- 障害福祉サービスの中で、訪問による相談支援が位置づけられるよう国に働きかけます。
- 情報アクセシビリティ*の基準や、選挙における投票時の配慮など、法令で定める基準や手続の見直しが必要なものについては、国に対し制度の見直しを働きかけます。

《第3章 障害のある子どものための施策の展開》

○子どもの言動についてちょっとした不安や悩みを抱える家族が、心理的な抵抗なく、緩やかな形で専門的なアドバイスを受けることができるよう、現行の事務手続の改善を進め、国に対しても、そのような利用形態を制度

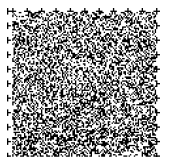


上に位置づけるよう働きかけます。

- 重症心身障害児については、学齢期になると障害が徐々に重度化する傾向にあり、それまでになかった医療的なケアが必要になってくることが指摘されており、子どもに対する一貫したリハビリのニーズは非常に高くなっています。さらに重度化に伴って、家族の負担も大きくなることも指摘されています。しかしながら、現状は小児のリハビリに対応可能な医師等が不足しているため、国に対する必要な働きかけ等を行います。
- 障害のある子どもの診療には、広いスペースや療育スタッフを必要とし、その診断には多職種との連携、そして実質的に長時間を要しますが、現在の技術料や薬価に対する評価が中心の診療報酬体系においては、こうした診療形態が評価されないという構造的な問題があり、結果的に病院にとっては不採算部門となりやすく、経営的な判断から実施されないことが多いとの指摘がなされています。このため、診療報酬の必要な見直しについて国に働きかけます。
- 専任の特別支援教育コーディネーター*の配置等について国に働きかけます。
- 保護者が病気になったり入院した時など緊急的な場合に、学校までの送り迎えに、障害福祉サービスや地域の移動支援サービスが使えるよう、国に制度の改善や移送関係事業の充実を働きかけます。

《第4章 1 障害のある人のための施策の展開「健康と生活支援」》

- 一人暮らしを可能にする所得保障やホームヘルプ等の充実について国に働きかけます。
- 障害福祉サービスについては、報酬単価や日割単価の影響などにより経営状況が悪化したり、人材確保が難しい事業所が生じ、地域によっては必要なサービスが提供できない状況が生じています。また、新たなサービスへの移行が円滑に進まないという課題もあります。基金事業の終了後も、恒常的に実施すべき事業については、国に対して安定した財源を確保して継続するよう働きかけます。
- 臨時特例対策事業として始められた通所サービス利用に伴う送迎への補助助成については、引き続き国の制度として実施されるよう働きかけます。



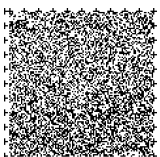
- 入所施設にその支援の役割が期待される強度行動障害*のある方などへの支援の充実を図るため、家庭的な生活を保障するための個室化やサテライト化等を進めることが必要であることから、入所施設で生活する利用者の居住環境を高め、また、地域移行を進めるための施設整備や改修等が進むよう、国に対し働きかけます。
- 地域で暮らす精神障害のある人の病院への入院や再入院を予防する観点から、地域にある福祉関係の資源とも連携しつつ、訪問看護*の推進などの地域医療体制についても検討していくことが必要です。このため、県としては、国に対してこうした視点に立って診療報酬の評価の見直しを行っていくよう引き続き働きかけます。
- 全国的な制度として運用されている心身障害者扶養年金*制度について、①制度の長期的安定化等を図ること、②障害の特性や医療技術の進歩等を踏まえ障害等級や認定基準を適正化すること、③障害者の無年金問題への対応など、を国に働きかけます。
- 障害基礎年金等の各種手当の水準と支給要件等の見直しに併せて、地域生活に必要な所得保障の観点から、家賃等についての手当の創設についても国に働きかけます。

《第4章2 障害のある人のための施策の展開「雇用・就業」》

- 就労継続支援事業A型については、雇用契約の締結を前提とする事業ですが、定員や人員配置基準などで経営が難しい面があり、全国的に普及が進んでいません。県内における実態等を把握するとともに課題を整理し、制度の改善について国に働きかけます。

《第4章5 障害のある人のための施策の展開「災害時における障害のある人への支援体制の整備について」》

- 視覚障害のある人や聴覚障害のある人に対しては、災害に関するテレビ放送におけるテロップの読み上げや手話通訳、字幕の付加などの配慮について、NHKや民放各社に働きかけるよう国に要望します。
- 自家発電機など日常生活用具の補助対象の拡大について国に働きかけます。



《第4章6 障害のある人のための施策の展開「情報コミュニケーション」》

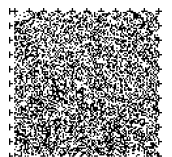
- 視聴覚障害のある人の社会参加を促進するための様々な情報機器の開発について、国と民間事業者に取組みの促進を働きかけます。

《第5章 高齢社会と高齢期に向けた支援》

- 介護保険制度*、障害福祉制度の見直しに合わせ、制度の整合や連続性の確保が図られるよう国に対して働きかけを行っていきます。その中で、高齢期に伴い医療的なケアが必要な障害のある人への福祉サービスの制度的な拡充についても国に働きかけるとともに、県としての必要な支援のあり方を検討します。

《第6章 地域生活を実現するための施策と目標》

- 地域移行・定着に取り組む際に必要となる患者の状況を把握するため、地域移行に関する統計手法の開発と平均残存率・退院率等のモニタリングの実施について検討を進めるとともに、一層の地域医療の充実に向けて、国に働きかけていきます。
- 現在の自立支援給付の指定相談支援のサービスがより利用しやすくなるよう国に対して、制度の見直しを含めて働きかけるとともに、精神障害のある人の退院後のフォローのため、訪問看護*ステーションにおいて精神保健福祉士*を診療報酬上の算定対象職種とするよう、国に対して提案していくこととします。





絵：「象のプレイヤー」 藤本 幸一さん

